

(2) 生活へのサービスや支援

● 介護保険サービス 利用にあたっては、ケアマネジャーとご相談ください。

利用するためには、申請と認定調査が必要です。詳細は「介護保険のしおり」をご覧ください。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話）や生活援助（掃除、洗濯など）を受けられる。
訪問入浴介護	自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けられる。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、機能訓練を受けられる。
訪問型サービス	介護予防・生活支援サービス事業（指定事業者サービス）
訪問看護	看護師などに訪問してもらい、看護ケアや療養生活の支援を受けられる。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理・指導を受けられる。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の支援や介護を受けられる。

● サポートぬくもり

地域のみなさんの参加と協力により、誰もが住み慣れた家や地域で、安心して自立した生活が送れるよう援助する、住民たすけあいサポート事業を実施しています。

（家事や見守り、話し相手、外出援助など）（有料）

【問合】 社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会 地域福祉課 地域でサポート推進係 サポートぬくもり担当
☎ 3964-1185（月～金 9:00～17:00）※土日・祝・年末年始休

● その他サービス 【問合】 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

配食サービス (事業者登録制)	65歳以上の方へ区の登録配食事業者が手渡しで食事を届け、安否確認をおこなう（全額自己負担）
理美容サービス	65歳以上で、要介護3以上で理（美）容室に行けない方に、理（美）容師が訪問し、調髪する。「理美容券」の支給は上限年6枚（一部自己負担あり）
紙おむつ等の支給	要介護1以上で、常時失禁がある方が対象（所得制限あり）。入院（入所）中で、病院（施設）指定のおむつに限られる場合は現金助成が可能（上限あり）

(3) 生活環境を整える

● 介護保険サービス 利用にあたっては、ケアマネジャーとご相談ください。

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	手すりやスロープ、歩行器、歩行補助杖、車椅子、ベッドなど
特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)	腰掛便座、簡易浴槽、入浴補助用具などの購入費の支給 (年間10万円が上限で、その1～3割は自己負担)
居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)	手すりや段差、扉、便器、床材の変更など、介護の予防や負担軽減のための改修費の助成（20万円が上限で、その1～3割は自己負担）※要事前申請

● 住宅設備改修費の助成 【問合】 おとしより保健福祉センター介護普及係 ☎ 5970-1120

65歳以上での介護予防や介護負担の軽減などを目的に、手すりの取付けなどの改修費の助成
※要事前相談

● その他サービス 【問合】 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

日常生活用具給付	65歳以上の方に一定要件のもと、空気清浄機、電磁調理器または電子レンジ、シルバーカーを給付（一部負担あり）
家具転倒防止器具取付 費用の助成	65歳以上の方のみの世帯に対し、居室などの家具に転倒防止器具を取り付け、限度額の範囲内で助成
補聴器購入費の助成	65歳以上の非課税世帯で聴覚障がいでの身体障害者手帳交付の対象とならない、耳鼻科医が補聴器の使用が望ましいと判定した中等度以上の難聴の方を対象に補聴器購入費の一部を助成